

1 自治体SDGs推進評価・調査検討会による  
2 令和2年度選定「SDGs未来都市」へのサポートについて  
3  
4

5 令和2年度選定される「SDGs未来都市」については、選定後、各都市において提案  
6 内容を更に具体化した3年間の「SDGs未来都市計画」（以下、「計画」という。）を策  
7 定し、当該計画に基づく取組を実施することとしている。自治体SDGs推進評価・調査  
8 検討会（以下、「検討会」という。）においては、以下の方針及び体制により、各都市の計  
9 画策定及び取組推進に際して、サポートを行うものとする。

10  
11 **1. サポート方針**

12  
13 (1) 計画策定に係る助言

14 各都市においては、計画の素案を7月下旬までに策定することとしており、その  
15 際、検討会から示された「ヒアリングを踏まえた委員のコメント例」を踏まえた計  
16 画とすることとしている。

17 検討会においては、各都市から提出された計画の素案を確認し、更なる具体化や  
18 精緻化に向けた助言を行うこととする。また、自治体SDGsモデル事業（以下、  
19 「モデル事業」という。）を実施する都市については、8月を目途に、各都市担当  
20 チーム（後述）が都市とのオンライン会議（以下、オンライン訪問という。）によ  
21 り、計画の更なる具体化に向け、都市との意見交換を行う。

22  
23 (2) 取組の推進に係るサポート

24 各都市においては、計画を策定した後、その達成に向けた取組を実施することと  
25 しているところ。検討会においては、各都市の取組の実施に当たって、適宜助言を  
26 行うこととする。

27 とりわけ、モデル事業として選定した事業については、地方公共団体のSDGs  
28 達成のためのモデル的な先進事例の創出に向け、検討会において、各都市担当チ  
29 ム（後述）によるオンライン訪問を含めた各都市との意見交換及び助言を行う。

30  
31 **2. サポート体制**

32  
33 (1) 各都市担当チームの設定

34 前述のサポートに当たっては、モデル事業を行う都市については、都市毎の担当  
35 チームを設定し、重点的なサポートを行う。各都市担当チームはサポート対象とな  
36 るモデル事業への専門的知見を有する検討会委員を配することとし、2人1チーム  
37 を原則とする。

38 なお、各都市担当チームによるサポートの内容は、速やかに検討会で報告するも  
39 のとする。

1 (2) その他

2 モデル事業を行わない都市については、各都市の取組状況を踏まえ、必要に応じて  
3 検討会によるサポートを行う。

4

5 **3. 今後のスケジュール**

6

7 7月下旬

選定都市から計画素案の提出

8 7月下旬～8月中旬

検討会及び自治体SDGs推進関係省庁タスクフォース  
による計画素案への意見提出

9

10 8月中旬～

モデル事業選定都市とのオンライン訪問による意見交換

11 8月末

計画策定・公表

12 9月～

選定都市への取組推進に係るサポート